

# うるま市建設コンサルタント業務成績評定要領

令和8年5月20日

総務部長決裁

## 第1 目的

この要領は、うるま市発注の委託業務の成績評定（以下「評定」という。）を行うために必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成と委託業務の品質確保を図ることを目的とする。

## 第2 評定の対象

評定は、原則として1件の業務委託料が100万円を越える委託業務について行うものとする。ただし、災害に伴う緊急業務に関するもの又は契約担当者においてこの要領による評定の必要がないと判断したものは対象外とする。

## 第3 評定者

評定は、当該業務の主管課（以下「事業主管課」という。）において行うものとし、評定を行う者（以下「評定者」という。）は次に掲げる者とする。

- (1) 調査職員（うるま市設計委託業務等監督規程第2条に定める調査職員をいう。以下同じ。）
- (2) 検査員（うるま市設計委託業務等検査規程第2条に定める検査員をいう。以下同じ。）

## 第4 評定の方法

評定は、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一つの委託業務の調査職員又は検査員がそれぞれ複数いる場合においては、お互いに協議して評定を行うものとする。

- 2 検査の結果修補等が必要となった委託業務については、修補等を行う前の状態を対象として、前項の評定を行うものとする。
- 3 評定の結果は、委託業務成績評定表（別記様式第1。以下「評定表」という。）に記録するものとする。
- 4 評定の基準は、別に定める「うるま市建設コンサルタント業務成績評定審査基準」に基づいて行うものとする。

## 第5 評定の時期

評定は、調査職員にあつては当該委託業務が完了したとき、検査員にあつては当該検査を行ったとき、それぞれ行うものとする。

## 第6 評定結果の通知

事業主管課は、評定を行ったときは、遅滞なく当該委託業務の受注者に対して評定の結果を業務成績評定通知書（別記様式第2）により通知し、評定表の写しを速やかに契約検査課へ提出するものとする。

## 第7 評定の修正

事業主管課は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 事業主管課は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を業務成績評定再通知書（別記様式第3）により通知するものとする。

## 第8 説明請求

第6及び第7による評定点の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（うるま市の休日を守る条例（平成17年4月1日条例第2号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に、建設コンサルタント業務成績評定にかかる説明請求について（別記様式第4）を提出して、事業主管課長へ評定点の内容についての説明を求めることができる。

## 第9 説明請求に対する回答

事業主管課長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点について説明を求められた場合は、建設コンサルタント業務成績評定にかかる説明書（回答）（別記様式第5）により速やかに回答するものとする。

## 第10 細則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

- 1 この要領は平成31年1月1日から施行する。
- 2 この要領は施行日以降に契約を締結する委託業務について適用する。

### 附 則

- 1 この要領は令和8年5月20日から施行する。